

# 事務所通信

澤口会計事務所

2月号

2011年 1月27日

武蔵野市境2 - 13 - 4 コスモス2F

TEL 0422-67-0948 FAX 0422-67-0964

E-mail sawaguchi-kaikei@parkcity.ne.jp

税理士 澤口 豊

## <確定申告が始まります>

2/16(水)から確定申告の受付が始まります。申告期限は3/15(火)まで、消費税等については3/31(木)です。なお還付のための確定申告については2/15以前でも税務署で受け付けてもらえます。

贈与税は2/1(火)から受付を開始し、申告期限は3/15(火)までです。

納税は申告期限までにしなければなりません。ただし事前に振替納税の手続きをした場合は、以下の期日に指定金融機関から自動引落されます。なお贈与税については振替納税制度がありません。

・所得税 4/22(金)

・消費税等 4/27(水)

## <タイガーマスク～寄附金控除の可能性～>

タイガーマスク運動が全国的に広がっています。ランドセルを中心に文具や金銭、食料品も寄附されているようです。

一般的な寄附は金銭により国や地方自治体、公益法人などに支払います。使い道について指定することができる場合もありますが、果たして自分が考えている目的のために使用されるか不安を覚える方もいると思います。児童養護施設にランドセルであれば間違いなく目的は達成できる、このあたりも広がった原因の一つと考えられます。施設に預けられる子供たちは疎外感や心に傷を負っていると思いますが、このようなことが健やかに育つきっかけになればなあと思います。また、今まであまり話題にならなかった児童養護施設について、今回の件を発端に報道等されるようになりました。問題点も多くありそうなので施設改善の契機になれば良いことだと思います。

タイガーマスクの寄附が所得税の寄附金控除の対象になるかですが、受領証など証明書がないと寄附金控除を受けることはできません。従って寄附金控除を受けようとするタイガーマスクは「山田太郎で受領証下さい、でへへ」というようなことを施設に要求する必要があります(面倒臭いことするなと言われそうです)。

寄附をした場合の所得控除額は以下です。

寄附金の合計額(総所得金額等の40%を限度) - 2,000円

上記算式の2,000円は平成21年まで5,000円でした。平成17年以前は10,000円であり、寄附金控除が受けやすくなってきています。

「タイガーマスク」は漫画、アニメですが、これをもとに実際のプロレスでもタイガーマスクが出演しました。私が小、中学生の頃は、ゴールデンタイムにテレビ放送をする程プロレスは人気がありよく見ていましたが、プロレスラーのタイガーマスクにはあまり興味はありませんでした。当時、私が好きなプロレスラーをあげると、ブルーザーブ

ロディ(またぎのような毛皮ファッションにロックシンガーのような長髪に髭、入場曲はレッドツェッペリンの移民の歌、魅力的なレスラーでしたが若くして刺殺され残念)、スタンハンセン(牛の角の形を右手で作りウィー！の雄叫び、脅威の破壊力、ウェスタンリアットは彼の代名詞的必殺技)です。現在放送されている総合格闘技は本気ですが、当時のプロレスはショーの要素が強く、悪役レスラーが試合開始前に受け取った花束を床や対戦相手にたたきつけたりするお約束も好きでした。

#### < 自動車の売却～確定申告の必要性～ >

12月に自動車を手放しました。駅から近いということもあり使用頻度は減少、駐車場代など維持費も馬鹿になりません。レンタカー、公共交通機関、タクシー(殆ど使いませんが)が安上がりだと判断しました。そして遠くとも気合で自転車です。

購入時から12年も経過していたトヨタ・ラウム、廃棄処理代など持ち出し覚悟でガリバーに持ち込んだところ1万円で買い取ってくれました。どうやら売れるようです。平成10年8月登録、登録から12年を経過している点はマイナスポイントですが、走行距離は約32,000キロ、年間3,000キロにも満たない低走行状態、車体カバーをしていたので見た目が比較的綺麗という点が良かったようです。居住性、使い勝手は非常に良く調子が悪いところもなかったのもう少し活躍して欲しいと思います。

1月からは必要に応じてトヨタレンタカーを利用しています。事業者用のカードを作成、これで利用料20%オフです。更にネット予約で車種を指定しなければ5%オフ、トータルで25%割引にて利用できます。車は比較的新しく、禁煙車の選択が可能と快適です。ETCカードを所有していましたが所有車にはETC本体がなかったので使わずじまい。レンタカーには装備されているので試してみました。なれていないのでぎこちない動きでETCレーンに突入もバーがちゃんと上がりほっとしました。カーナビも全車種に付いています。レンタカーなのでメンテナンスも洗車の手間もいりません。自賠責保険料も値上げとのこと、車はレンタカーに限ると思う今日この頃です。

個人が自動車を売却した場合の税金はどうなるか。自家用車など生活に通常必要な動産の譲渡は非課税扱いです。ただし、宝石、貴金属、書画骨董などで30万円を超えるものについては確定申告が必要です。

事業用の自動車であれば譲渡所得として申告する必要があります。事業所得、不動産所得で計算しているケースを散見しますが、譲渡所得(総合課税)として計算するのが正しい処理です。譲渡損失が発生する場合はどちらで計算しても課税所得は同額になりますが、譲渡益が発生した場合は課税所得に差異が生じます。譲渡所得で計算すれば特別控除50万円など有利計算が可能ですので譲渡所得として計算しないと不利になります。

#### < アーバンエステートの破綻～請負物件の販売時、購入時の経理処理など～ >

今年の1/4、埼玉県警は、注文住宅販売会社アーバンエステートの元会長の永井昭四郎容疑(61)ら4人を逮捕しました。罪状は、同社が破綻状態であることを認識しながら顧客から工事代金を前払いさせだまし取っていたというものです。2009年、富士ハウス、アーバンエステートという注文住宅販売会社が相次いで倒産しました。景気悪化などにより資金繰りが悪化、両社とも工事の着工、完成前に多額の前受金を受け取り延命措置を図ったことで被害が拡大しました。

建売住宅やマンションであれば業者が倒産した場合の手付金についての救済措置がありますが、注文住宅の場合は十分な保証制度が整っていません。被害者は多く社会問題になっています。早めに支払えば割引するという甘い言葉で前金支払の勧誘をしたようです。安く購入できると言われればつい話に乗ってしまいそうですがうまい話には裏がある、高額な取引の場合は特に注意が必要です。甘い言葉をかけてくる業者は要注意です。知名

度の高い業者は割高かもしれませんが信頼度は高いと考えられます。中小でも信頼、実績のある業者もあるので、よく調査して判断することが肝要です。

ここからは経理の話になります。

注文住宅など請負う場合の売上の計上ですが、原則は完成引渡で「売上高」を認識します。従って完成引渡前の前受分については「前受金」計上し、完成引渡で「売上高」に振り替えます。

仕訳例	前受時	現預金 500万円	/	前受金 500万円
				(又は未成工事受入金)
	完成引渡時	現預金 4500万円	/	売上高 5000万円
		前受金 500万円		

NHKドラマ監査法人では本来「前受金」(負債)とすべき未完成物件について「売上高」を計上して業績をよく見せる粉飾決算が行われていましたが、完成引渡までは「売上高」の計上はできません。逆に完成引渡が行われているのに「売上高」を計上しないのは脱税行為になります。

なお、長期大規模工事(完成引渡まで1年以上、請負金額10億円以上等)については工事の進捗状況に応じた売上高、原価の計上が必要です。

注文主、依頼者側の経理については、完成引渡前に支払ったものは「建設仮勘定」(資産の部)で経理し、完成引渡時に「建物」などの固定資産勘定に振り替えます。

仕訳例	前渡時	建設仮勘定 500万円	/	現預金 500万円
	完成引渡時	建物 5000万円	/	現預金 4500万円
			/	建設仮勘定 500万円

事業用の場合は上記の仕訳を行い経理しますが、個人の自宅の場合は当然のことですが会計処理を行うことはありません。ただし、売却する際の税金計算においては取得価額が重要になりますので購入時に要した費用は備忘記録を残し、資料の保存をすべきです。以下のものが取得価額を構成します。

- ・購入代金
- ・固定資産税の精算金
- ・仲介手数料
- ・登録免許税、登記費用
- ・印紙税
- ・不動産取得税
- ・使用開始までの借入金利子

#### < 2月の税務など >

- |                                      |                    |
|--------------------------------------|--------------------|
| ・1月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付              | 納付期限 2月10日(木)      |
| ・12月決算法人の確定申告(法人税等、消費税等)             | 申告期限 2月28日(月)      |
| ・6月決算法人の中間申告(法人税等、消費税等)              | 申告期限 2月28日(月)      |
| ・消費税の年税額400万円超の3月、6月、9月<br>決算法人の中間申告 | 申告期限 2月28日(月)      |
| ・固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付                | 2月中において市町村の条例で定める日 |
| ・所得税確定申告受付開始                         | 2月16日(水)           |
| ・贈与税の申告受付開始                          | 2月1日(火)            |

#### < あとがき >

今年は岡本太郎生誕100年です。NHKでは2/26(誕生日)から全4回のドラマを放送します。東京国立近代美術館(最寄駅:竹橋)では、3/8から5/8まで岡本太郎展が開催されます。

先日、生誕 100 年ということは全く知らずに岡本太郎記念館に行ってきました(ここで生誕 100 年を知ったわけです)。記念館は平成 8 年、岡本太郎が亡くなるまでアトリエ兼住宅として利用されており、平成 10 年に開館しました。場所は港区南青山、表参道駅から徒歩約 8 分です。小さな美術館なので展示点数は多くありませんが、使用していたままのアトリエあり、前庭には植物と共にいくつかの展示品が自然な感じで配置されており、こじんまりしていますが居心地の良い空間でした。館内の写真撮影が自由というのも良い点です。カフェ、土産コーナーが併設されています。

「芸術」と問われれば「爆発」と答える人は多くいらっしゃると思います。「芸術は爆発だ！」は昭和 56 年の流行語に選ばれましたが、すぐに忘れ去られる流行語の中であって 30 年も経過している今現在、人々の間で固定化されています。偉大な作品と共に名言も残しました。

